

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月

私は、区役所で国民年金の加入手続を行った際、遡って2年間は未納分の国民年金保険料の納付ができることを知り、納付可能な期間の保険料をまとめて納付した記憶があるので、申立期間の保険料だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入後は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は納付済となっており、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所など生活状況に変化は見られない上、オンライン記録によれば、申立人は、国民年金保険料をほぼ毎月定期的に納付していることが確認できることから、申立期間についてのみ保険料を納付しなかったものとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社。）における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年4月1日まで

夫は、同僚と一緒にA社で働いていたが、同僚の厚生年金保険の記録は昭和19年10月1日からとなっているのに、夫の記録は21年4月1日からとなっていることに納得がいかないで調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する「厚生年金被保険者名簿」によれば、申立人の資格取得日は昭和19年10月1日と記録されており、同名簿の備考欄には「轉勤」、「C工場」などの記載が確認できる上、A社に申立人と同時期に入社し、一緒に勤務していたとする同僚3人のうち、同社で申立人と同じ「組立工」の仕事をしていたとする1人の同僚は、「私は、昭和19年6月1日から20年5月20日まではA社C工場で、20年8月1日から21年5月20日までは同社D工場で申立人と一緒に勤務していた。住んでいた寮も申立人と同じであった。」と述べていることから、申立人は申立期間においてA社で継続して勤務していたことが認められる。

一方、上記「厚生年金被保険者名簿」については、B社から3枚提出されているところ、そのうち1枚の同名簿は、申立人の資格取得日が昭和19年10月1日と記録されているものの、記番号欄に番号の記載が無く、残り2枚

の同名簿には、記番号欄に申立人の番号の記載が確認でき、資格取得日がオンライン記録と同日の 21 年 4 月 1 日と記録されていることが確認できる。このことについて、同社では、当時の資料等がないため不明である旨回答している。

また、前述の同僚 3 人に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、いずれの者も A 社において、昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 10 月 1 日までの期間、厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の申立人と同時期に入社した同僚 3 人の社会保険事務所（当時）の記録から、50 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成13年3月から同年12月までは19万円、14年1月は15万円、同年2月から同年7月まで及び同年9月から同年12月までは19万円、15年1月は17万円、同年2月及び同年3月は19万円、同年4月は15万円、同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は14万2,000円、同年9月は20万円、同年10月から同年12月までは22万円、16年1月は17万円、同年2月から同年4月までは22万円、同年5月は16万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年9月は18万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は20万円、17年1月は13万4,000円、同年2月は20万円、同年3月から同年7月までは22万円、同年8月は15万円、同年9月から同年11月までは20万円、同年12月は19万円、18年1月は15万円、同年2月から同年4月までは20万円、同年5月は14万2,000円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月は15万円、同年9月から同年12月までは19万円、19年1月は17万円、同年2月から同年7月まで、同年9月、同年11月及び同年12月は19万円、20年2月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から20年7月1日まで

ねんきん定期便の加入記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は、私が受け取っていた給与額と明確に相違している。申立期間の一部について証拠となる給与明細書を提出するので、申立期間について給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例

法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳、申立人が所持する給与明細書(写し)及び給与振込記録のある預金通帳の写しにより確認又は推認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、平成13年3月から同年12月までは19万円、14年1月は15万円、同年2月から同年7月まで及び同年9月から同年12月までは19万円、15年1月は17万円、同年2月及び同年3月は19万円、同年4月は15万円、同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は14万2,000円、同年9月は20万円、同年10月から同年12月までは22万円、16年1月は17万円、同年2月から同年4月までは22万円、同年5月は16万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年9月は18万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は20万円、17年1月は13万4,000円、同年2月は20万円、同年3月から同年7月までは22万円、同年8月は15万円、同年9月から同年11月までは20万円、同年12月は19万円、18年1月は15万円、同年2月から同年4月までは20万円、同年5月は14万2,000円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月は15万円、同年9月から同年12月までは19万円、19年1月は17万円、同年2月から同年7月まで、同年9月、同年11月及び同年12月は19万円、20年2月は18万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成14年8月、16年8月、19年8月、同年10月及び20年1月については、給与明細書(写し)及び給与振込記録のある預金通帳の写しにより、事業主が源泉控除していたと確認又は推認できる厚生年金保険料額(14年8月は1万6,482円、16年8月は1万4,938円、19年8月及び同年10月は1万4,002円、20年1月は1万3,177円)に見合う標準報酬月額(14年8月は19万円、16年8月は22万円、19年8月及び同年10月は19万円、20年1月は18万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(14年8月は13万4,000円、16年8月は12万6,000円、19年8月、同年10月及び20年1月は15万円)よりも高額であるものの、給与明細書(写し)に記載された報酬月額又は預金通帳の給与振込記録から確認できる給与の振込額から算出した報酬月額(14年8月は6万5,802円、16年8月は9万8,943円、19年8月は15万4,000円、同年10月は14万3,000円、20年1月は15万4,000円)に見合う標準報酬月額(14年8月及び16年8月は9万8,000円、19年8月は15万円、同年10月は14万2,000円、20年1月は15万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成20年3月から同年6月までの期間については、給与明細書（写し）に記載された報酬月額（同年3月は22万円、同年4月は20万9,000円、同年5月は18万7,000円、同年6月は23万1,000円）に見合う標準報酬月額（同年3月は22万円、同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月は24万円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（15万円）よりも高額であるものの、給与明細書（写し）により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1万1,247円）に見合う標準報酬月額（15万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていること、賃金台帳及び給与明細書において確認または推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳、給与明細書及び給与振込預金通帳の写しにおいて確認または推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年3月から同年6月までは50万円、同年7月から4年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から4年2月29日まで
ねんきん定期便により、私がA事業所で勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、9万8,000円となっていることが判明した。申立期間の給与支給額は前年度と同様に支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年3月から同年6月までは50万円、同年7月から4年1月までは53万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の4年2月29日から約1か月後の同年4月1日付けで、3年3月1日に遡って、申立人の標準報酬月額が9万8,000円に減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

このことから判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成3年3月から同年6月までは50万円、同年7月から4年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年6月までの期間、48年4月から49年3月までの期間及び50年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から46年6月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで
③ 昭和50年4月から61年3月まで

私は、国民年金について、老後の生活保障のために、また、家族や社会に迷惑をかけないようにと、申立期間①の国民年金保険料については、資料は無いが、間違いなく納付した記憶があり、申立期間②については、口座振替により納付した記憶がある。また、申立期間③については、市役所に任意加入被保険者資格の喪失届出を提出した記憶は無く、昭和53年4月から55年3月までの保険料の納付案内も届いていたことから、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付金額及び納付方法についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を口座振替により納付したと主張しており、申立人が所持している預金通帳によれば、昭和48年9月から50年2月までにおいて、16回にわたり3,300円の金額が引き落とされていることが確認できるものの、同金額は、当時の国民年金保険料月額（550円から900円）と相違している上、昭和48年度及び50年度から54年度までの期間の過年度保険料の納付書が社会保険事務所（当時）から申立人に送付されていることが申立人に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）により確認できるとともに、市役所によれば、申立期間②及び③においては、市役所での申立人に係る口座振替の記録が存在しないと回答している。

また、申立期間③は、132か月（11年間）と長期間であり、これほどの長期にわた

り申立人の納付記録が欠落するとは考え難く、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号のほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、免除していたものと認めることはできない。

また、昭和53年1月から同年3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和55年1月から同年3月まで

申立期間当時、私の居住する地域は、市役所職員が各家庭を訪問して国民年金保険料の納付勧奨や免除申請手続についての指導を行っており、国(厚生労働省)の記録では、申立期間について免除申請を行ったものの、免除の取消しが行われた形跡は無く、私自身も、免除の取消をした記憶が無いにも関わらず、申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、年金事務所によれば、同期間が未納とされていた理由は、年金記録のオンライン化に伴い、申立人の被保険者台帳(マイクロフィルム)の納付記録をオンライン記録に転記する際、昭和52年7月から53年3月までの期間及び54年7月から55年3月までの期間を免除期間と入力すべきところ、誤って52年4月から同年12月までの期間及び54年4月から同年12月までの期間を免除期間と入力したため、オンライン記録と被保険者台帳の記録との不整合が発生したものとしており、申立期間②及び③については、平成23年5月13日に年金事務所において未納期間から免除期間へ記録訂正が行われている。

申立期間①については、沖縄の本土復帰(昭和47年5月)前の琉球政府の会計年度の期間が、7月から翌年の6月までとなっており、国民年金保険料の納付及び申請免除手続についても同会計年度に沿った取扱いが行われていたため、昭和46年7月から復帰直後の47年6月(申立期間①の直前)までの期間が、一会計年度となっていたことから、47年6月が当該年度の免除期間の終期となったものと考えられる。したがって、申立期間①について免除の取消が行われた形跡が見当たらず、未納とされている

ことに不自然さはない。

また、申立人の婚姻時期は昭和47年9月であるが、申立人は42年3月から婚姻前の夫の健康保険の被扶養者となっていることが申立人の夫の厚生年金保険被保険者原票により確認でき、申立人は、沖縄の国民年金制度の発足当初の45年4月から50年8月までの期間及び53年5月から56年7月までの期間については、厚生年金保険の被保険者であった夫の被扶養配偶者であったことがオンライン記録により確認できることから、これらの期間については、申立人が国民年金の強制加入被保険者となり得ない期間であり、免除申請を行うことができない期間であったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、免除していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年4月1日から19年5月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成19年5月1日から20年11月1日までの期間については、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から20年9月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から20年11月1日まで

私がA事業所に勤めていた平成18年4月から20年10月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額は20万円となっているが、私が提出した同社に係る経理上の支出表や市役所が発行した所得証明書に記載されているとおり、申立期間当時の私の給与は40万円であるので、申立期間の標準報酬月額の記録を給与に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年4月1日から20年11月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年4月1日から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年5月1日から20年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成18年4月1日から19年5月1日までの期間については、A事業所が保管している「健康保険・厚生年金保険被保険者取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の標準報酬月額は20万円と記載されている上、申立人に係る平成18年分及び19年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録により確認できる申立人の標準報酬月額（20万円）に相当する額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成19年5月1日から20年11月1日までの期間については、申立人に係る平成18年分の給与所得の源泉徴収票、A事業所が保管している平成19年及び20年の健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び税理士事務所が保管している申立人に係る平成19年分、20年分の「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」によれば、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から20年9月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 1 日から 57 年 12 月 30 日まで

私は、申立期間において、A社にトラック運転手として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うが、国（厚生労働省）の記録では、当該期間が厚生年金保険の加入期間になっていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立期間当時のA社における社会保険事務担当者及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人とほぼ同時期に入社したとして申立人が名前を挙げた同僚及びその他複数の同僚は、A社における厚生年金保険の加入記録が無い。また、加入記録がある同僚の一人は、「私は昭和 55 年 11 月に入社した。入社したら当然に社会保険に加入するものだと思っていたが、いつまでたっても会社は健康保険証を渡してくれなかった。ある日、病院を受診しようと思い、健康保険証を会社に請求したことがきっかけとなり、入社してから約 1 年 6 か月後の 57 年 5 月に初めて社会保険に加入した。厚生年金保険に加入していなかった期間の給与明細を所持しているが、給与からは厚生年金保険料が控除されていないので、当該期間について未加入期間となっているのは仕方がないと思っている。」と述べている。これについて上述の社会保険事務担当者は、「当該同僚については覚えていないが、申立人及び申立人が名前を挙げた同郷の同僚については、出稼ぎで年も若く、健康で独身でもあったので、少しでも給与は多い方が良いので、社会保険には加入させていなかったかもしれない。」と述べていることなどから判断すると、同社においては、一部の社員について厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、A社は、「申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等については、社員名簿、賃金台帳及び社会保険関係の資料等は何度かの事業所移転に伴い全て廃棄しているため、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る

厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立期間について、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 3 日から 46 年 10 月 19 日まで
日本年金機構からはがきが届き、申立期間について脱退手当金を受け取ったことになっていることを知った。しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間について脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書等の関係書類（以下「裁定請求書等」という。）によれば、裁定請求書等の氏名欄には申立人の婚姻前の旧姓が、住所欄には申立人の婚姻前の住所が記載されているところ、裁定請求書等が記入された年月日は申立人の婚姻後の日付となっているものの、同裁定請求書等に記載されている筆跡は、年金記録に係る確認申立書に記載された申立人の筆跡と酷似している上、脱退手当金裁定伺の「振込先金融機関店舗又は送金先銀行・郵便局」の欄には、申立人の婚姻後の郷里の住所地に近い郵便局名が記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき、婚姻後に旧姓により脱退手当金を請求したものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給手続については、上記の脱退手当金裁定伺が適正に作成されているなど一連の事務処理に不自然な点は見られない上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した覚えは無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。